

報告第7号

三次市放課後児童クラブの今後の運営について

三次市放課後児童クラブの今後の運営について、別紙のとおり報告します。

令和7年6月26日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の今後の運営について

1. 主な経過

- 平成 10 年 「放課後児童健全育成事業」法制化
(児童福祉法に位置付け)
- 平成 27 年度 「子ども子育て支援制度」に位置付け
(事業の対象が小学校全学年に拡大)
- 令和 4 年 6 月 「こども基本法」成立(令和 5 年 4 月施行)
- 令和 5 年度 「こども家庭庁」設置(厚生労働省から事業移管)
- 令和 5 年 12 月 「こどもの居場所づくりに関する指針」閣議決定
- 令和 7 年 1 月 「放課後児童クラブ運営指針」改正
(令和 7 年 4 月 1 日から運用)

2. 本市の現状と課題

【現状】(R7.6.1 現在)

①施設数

公設公営 21 教室(10 小学校区)

民設民営 1 教室(ちゅうおう放課後児童クラブ) 業務委託

②登録児童数 748 名

③利用時間

平日		放課後 ~ 18:30
土曜日		8:00 ~ 17:30 (試行)
長期休業日	平日	8:00 ~ 18:30
学校代休日	土曜日	8:00 ~ 17:30 (試行)

④支援員・補助員数(会計年度任用職員)

放課後児童支援員(常勤職員・パートタイム)	41 名
放課後児童支援員(日々雇用・パートタイム)	登録者数 51 名
放課後児童支援補助員(日々雇用・パートタイム)	登録者数 9 名
主任放課後児童支援員(週 3 日勤務・パートタイム)	2 名

*教員免許, 保育士資格, 社会福祉士資格等を有し, 県が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了した(もしくは雇用後 1 年以内に修了が見込まれる)者(補助員を除く)

【課題】

①放課後児童支援員の人材確保

平日は、1教室あたり2人を基本に支援員を配置しています。

放課後だけでなく一日保育を行う土曜日や長期休業日（夏休み等）には、1教室につき最低4人の支援員が必要となります。

常勤の支援員の確保には、これまでも苦慮していますが、特に長期休業日における日々雇用の支援員の確保が困難となっており、常勤の支援員の時間外勤務などにより対応している状況です。

一方で、土曜日は利用児童がおらず、休所となる児童クラブもあり、常勤の支援員が余剰となる実態も起きています。

②子どもの特性に応じた保育の充実

小学校における特別支援学級の在籍数は、令和3年には91人でしたが、令和6年には104人になるなど、特別な支援を要する児童数は年々増加しています。同様に放課後児童クラブでの支援の需要も高まっています。

令和7年1月に改正された国の運営指針においても、インクルージョンの考え方に立ち、「多様な子どもたちの放課後児童クラブを利用する機会が確保されるように適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努める」とされています。様々な特性を持つ子どもたちに対応するために、より専門性の高い支援体制を整えていく必要があります。

※インクルージョン…性別、年齢、国籍、障がい、宗教など、様々な属性を持つ人々が尊重され、それぞれの個性や能力を発揮できる環境

③見守りだけではない、生活及び遊びの場の提供

放課後児童クラブに対する保護者ニーズとして、見守りだけではなく、多様な体験や遊びの場の提供が求められていますが、現在は、体験活動等の支援内容について、支援員の裁量によるところが大きい状況です。

子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、児童の自主性、社会性及び創造性の向上と基本的な生活習慣の確立が図れる体制づくりが必要です。

3. 今後の運営（課題の解消に向けた取組）（案）

第5次三次市行財政改革推進計画において、「⑧民間・自治体との連携」として、「サービス水準の維持・向上や効果的・効率的な業務遂行に当たり、業務委託などによる民間企業の「技術（ノウハウ）」「ヒト」「カネ」の活用について検討する。」としています。本市の放課後児童クラブが抱える課題に対応し、市民サービスの向上を図るため、次のとおり進めます。

①公設民営（民間委託）の導入

現在、公設公営で実施している放課後児童クラブ（21教室）の運営を公設民営（民間委託）とすることで、保育内容の充実とサービスの向上を図ると共に、支援員の安定的な確保と資質向上及び業務改善をめざします。

②土曜日の開設教室の集約と利用時間の見直し

土曜日に開設する放課後児童クラブを、現在の10教室から集約します。

今後、開設する児童クラブを検討し、集約に伴っては、保護者に配慮した利用時間に見直します。

③長期休業日等の利用時間の見直し

保護者が預けやすくなるよう、長期休業日等の利用時間を見直します。

4. 公設民営（民間委託）により期待される効果

①サービスの向上

- ・専門業者独自の多彩な学習プログラムの提供
- ・多様な研修体制による支援員の資質向上
- ・専門業者独自の保護者連絡ツールや児童の登会確認システム

②多様な人材確保

- ・民間独自のノウハウやネットワークによる人材確保策
- ・市内外の他現場からの応援要請等によるフォロー

③業務改善

- ・現場支援員へのバックアップ体制の充実
- ・支援員の役職の明確化
- ・シフト管理や給与計算等の業務負担軽減

5. 公設民営（民間委託）に伴う留意点

①民営となることへの保護者の不安感

- ・保護者説明会等の開催により、不安解消に努めます。

②運営経費の増加

- ・委託料には、支援員の給与のほか、支援員のシフトや勤怠管理、保護者・学校対応等の管理にかかる経費も含まれるため、経費は増額が見込まれます。公設民営による保育サービス向上や支援員の働きやすさの向上、事務の負担軽減など総合的に判断した場合、メリットが大きいと考えます。

【参考】

・国内の状況（R6.5.1 現在）

公設公営	6,176カ所	24.1%
公設民営	13,076カ所	51.0%
民設民営	6,383カ所	24.9%

※R5 公設民営（全体の49.8%）

R4 公設民営（全体の49.1%）

こども家庭庁「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」より

・県内の状況（R6 年度現在）

県内で、放課後児童健全育成事業を実施している14市のうち8市（57.1%）が、全体では22市町のうち12市町（54.5%）が、公設民営を導入しています。

呉市・竹原市・三原市・尾道市・府中市・庄原市・大竹市・安芸高田市・海田町・北広島町・世羅町・神石高原町

・放課後児童クラブの利用状況（平均）

	令和5年度		令和6年度	
	登録児童数	土曜日利用児童数	登録児童数	土曜日利用児童数
三 次	95	10.7	90.6	10.1
十日市	180	20.6	173.9	19.8
神 杉	21	2.8	21.9	1.9
酒 河	77	10.8	70.1	8.8
八 次	166	15.0	178.7	14.9
和 田	22	3.2	21.3	1.4
吉 舎	26	1.9	25.7	2.1
三良坂	47	2.0	53.9	1.5
三 和	26	1.5	24.3	1.1
甲 奴	35	0.9	34.3	2.2
合計	695	69.4	694.7	63.8